



名護労働基準監督署発表
令和6年10月3日

【照会先】名護労働基準監督署
署長 上原 周
○監督・安衛課長 酒井 悠太
電話 0980-52-2691

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～多量の発汗を伴う作業場で作業を行わせるに際し、
労働者に与えるための塩分を備えなかった疑い～

名護労働基準監督署（署長：上原 周）は、本日、建設業を営む個人事業主を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁名護支部に書類送検しました。

【事件の概要】

今帰仁村に所在する新築工事現場において、労働者に与えるための塩分（塩飴や塩タブレットのほか、塩分を含んだスポーツドリンク等）を現場内に備えていなかった疑い。

1 被疑者

建設業（天久組）個人事業主（沖縄県国頭郡本部町浜本）

2 違反被疑条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第22条第2号

労働安全衛生規則第617条（発汗作業に関する措置）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

（※別添「関連条文一覧」参照）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるための塩及び飲料水を備えなければならない」ことが規定されていますが、被疑者は、自身の雇用する労働者が多量の発汗を伴う作業場において作業を行う際に、事業者として現場内に労働者に与えるための塩を備えていなかった疑いがあるものです。

なお、当該工事現場では、令和6年7月15日に熱中症による労働者の死亡災害が発生しています。

4 その他

熱中症は建設業で最多となっているため、同種災害防止の徹底を図るため、名護労働基準監督署では、引き続き、建設現場等での熱中症の予防対策にかかる注意喚起を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第一号 略）

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
（以下 略）

（罰則）

第一百九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第八條の二第四項の規定に違反した者
（以下 略）

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（発汗作業に関する措置）

第六百十七條 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。